

- ・ 市町村は、ワクチンの接種に伴う差別やいじめなどについての相談窓口を設けること。

#### (2) 接種が事実上の強制とならないために留意すべき点

- ・ 市町村は、授業中など教育活動を実施している時間帯に、学校集団接種を行わないこと。
- ・ 市町村は、学校集団接種を実施するに当たっては、接種を希望しない生徒へ配慮する観点から、放課後や休日、長期休業期間等に設定するなど、生徒が接種の判断を行うに当たっての心理的負担を軽減する工夫を行うこと。
- ・ 接種の強制につながることをないよう、市町村や学校等においては、生徒の行事への参加等に際して、ワクチンの接種等の条件を付さないこと。

#### (3) 集団接種に対応できる体制の整備

- ・ 市町村は、地域の医師会や医療機関等と連携し、集団接種の対象となる生徒数に応じた適切な体制を整備する必要があること。特に、接種後の経過観察、副反応や有害事象が出た場合の応急対応や連絡の体制、救急体制については万全を期すこと。また、予診票の確認、ワクチンの希釈・充填にも適切な人員を確保する必要があること。
- ・ 多数の生徒への接種体制を確保するには、単に学校医を招聘するだけでなく、医師以外の医療従事者の確保、救急医薬品の確保等を含め、適切な体制を整備する必要があること。
- ・ 学校集団接種を行う学校の教職員が、予診票の配布等を行うことも考えられるが、集団接種に関して、どのような業務に関わるのか、事前に明確にしておく必要があること。ただし、学校運営に過度な負担が生じ、教育活動の実施に支障が生じるような業務の実施は、教職員に対して求めないこと。
- ・ 生徒の接種については、大人の接種の進捗状況をみながら行われるものであり、学校集団接種を行う際に、市町村長の判断により、未接種の教職員の接種機会の確保についても配慮すること。

#### (4) 予防接種ストレス関連反応への対応

- ・ ワクチンの接種前後に生ずる不安、恐れなどのストレスをきっかけに、接種時の急性ストレス反応（特に血管迷走神経反応）に代表される、予防接種ストレス関連反応と呼ばれる反応が生じることがあること。
- ・ これらの反応は、特に、思春期に発生しやすく、周囲の生徒の様子などの影響を